# QuiryLab 定款

# 第一章総則

### 第1条(名称)

- 1. 本団体は、「QuiryLab」と称する。
- 2. 和文では、「クイリーラボ」と表記する。

#### 第2条(所在地)

本団体は、インターネット上で活動する。

### 第3条(目的)

- 1. 本団体は、構成員が各自の活動を通じて得た技術や知識を共有し、相互に 学びを深めることを目的とする。
- 2. また、構成員が協力して新たなプロジェクトを立ち上げる場を提供し、その実現を支援する。

# 第4条(活動)

本団体は、第3条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- 1. 制作プロジェクトの設立支援(自ら設立することも含む)
- 2. クリエイター同士のつながりを目的としたコミュニティの運営
- 3. クリエイターの創作活動の支援等を目的としたサーバー運用
- 4. クリエイターの成果発表の場の提供
- 5. 各前号に関連するイベント等の企画・開催・運営
- 6. 各前号に関連または付帯する一切の活動および支援

### 第5条(活動年度)

1. 本団体の活動年度は、4月1日から翌年3月30日までとする。

2. 活動年度は、第一四半期(4月1日-6月29日)、第二四半期(7月1日-9月29日)、第三四半期(10月1日-12月30日)、第四四半期(翌年1月1日-翌年3月30日)に区別し、各区分を四半期とする。

# 第2章構成員

## 第6条(構成員)

本団体の構成員は、以下の要件をすべて満たし、所定の入会手続きを行い、役員 会の承認された者とする。

- 1. 本規約に同意すること
- 2. 未成年者である場合は保護者の同意を得ていること

#### 第7条(入会)

- 1. 入会希望者は、所定の方法により必要事項を提出する
- 2. 役員会は、申請内容を審査し、承認した者を構成員とする。

# 第8条(退会)

退会を希望する者は、役員会に通知することで猶予時間をもった後、退会できるものとする。

ただし、以下の場合は退会手続が一時保留される。

- 1. 本団体内の重要なプロジェクト等に関与している場合
- 2. 本団体の役員としての職務を担っている場合
- 3. 本規約第10条(構成員に対する処分)の決定が未完了の場合
- 4. その他、合理的な理由に基づき役員会が退会保留を必要と判断した場合
- 前号の規定により退会が認められない場合であっても、退会を希望する旨を役員会に通知した後1ヶ月の期間が過ぎた場合は、役員会はその者の退会を認めなければならない。

## 第9条(除名)

役員会は、構成員が下記に該当する場合はその構成員の資格を剥奪することができる。

- 1. 本規約に違反した者
- 2. 第6条に定める要件を満たさなくなった者
- 3. 本団体に重大な損害を与えた者
- 4. 日本国の法令、その他の本団体の規約などに違反した者
- 5. 第10条に定められる規定により、除名処分が決定された者
- 6. その他、役員会が必要であると認めた者

### 第10条(処分)

役員会は、構成員の不適切な行いに対して下記に定める処分を行うことができる。

- 1. 謹慎指示
- 2. 譴責
- 3. 団体内での一定期間または無期限の一部または全部の活動停止
- 4. 降格
- 5. 諭旨除名
- 6. 懲戒除名

# 第11条(賠償請求)

役員会は、本団体に損害を与えた構成員に対して、賠償を請求することができる。

# 第3章 総会·役員会

# 第12条(総会)

総会は、活動年度中1回以上開催されるものとする。

総会では、活動報告・各プロジェクトの状況確認等を行うものとする。

役員会が必要であると認めた場合は、その他の内容を行うことができる。

### 第13条(役員会)

役員会は、本団体の意思決定機関であり、それを構成する者を役員と称する。

- 1. 役員は、本団体の構成員でなければならないものとする。
- 2. 役員会は、役員会議を4半期につき1回以上開催し、役員は原則としてこれに出席しなければならない。
- 3. 役員会は、必要に応じて構成員に対して役員会議への出席を請求することができる。
- 4. 構成員が前号の請求を拒否することは原則として認められない。ただし、 正当な理由がある場合はその限りではない。

#### 第14条(役員会の取扱事務)

役員会は、下記の事務を行う。

- 1. 本団体の事務全般
- 2. 本規則において役員会が行うと定められた事務
- 3. その他、本団体のすべての意思決定

### 第15条 (議決)

- 1. 役員会での議決は、多数決によって行われる。
- 2. 議決権は役員にのみ付与される。
- 3. 議決権は1役員につき1票与えられる。

### 第16条(臨時係の設置)

- 1. 役員会は、各イベント・プロジェクト等において必要に応じて、臨時係を 設けることができる。
- 2. 臨時係は、役員会からその期間中に開催される役員会議への出席の指示があった場合、原則として出席しなければならない。
- 3. 臨時係に議決権は付与されない。また、議決への参加も認められない。

# 第4章役員

### 第17条(役職)

- 1. 役員会は、必要に応じて役員に対して役職を設置することができる。
- 2. 役職は兼任できるものとする。
- 3. 役員会において、特定の事務の管理を専任とする役職を設けた場合は、当該役員にその管理を一元的に行わせることができる。
- 4. 構成員の処分を専ら所掌する役職を設置してはならないものとする。

#### 第18条(代表役員)

- 1. 役員会を代表する者として、代表役員 1 名を置く。
- 2. 代表役員には、第19条に定める役員の任期の規定を適用しない。
- 3. 代表役員は、3年に一度役員会の3分の2以上の賛成で選挙を開くものとする。
- 4. 代表役員は、緊急の場合において、特段の規定がない限り、本規約に定める役員会の専任事項のすべてを、役員会の決議を事後に回して事故の裁量により決定・執行することができる。ただし、その場合には当該措置について速やかに役員会に報告し、承認を得なければならないものとする。
- 5. 代表役員はその権限を他の役員に委任することができる。ただし、その委任の期間は連続して2週間を超えてはならないものとする。
- 6. 前項の規定にかかわらず、天災、戦争、紛争、感染症その他やむを得ない 事由がある場合には、役員会の承認を得て、委任の期間を無期限に延長す ることができる。

# 第19条(任期)

役員の任期は、就任した活動年度末までとする。

# 第20条(次期役員の選出)

次期役員は、現職役員が第 19 条に定められた任期を満了する前に、以下に定める 信任投票により選出される。ただし、投票権を有するのは構成員のみとする。

- 1. 役員に立候補する者は、役員会が定める方式により立候補するものとする。
- 2. 信任投票は過半数の信任により信任されたものとする。
- 3. 投票期間は、少なくとも1週間以上設けなければならない。

#### 第21条(次期役員が決定しない場合)

- 1. 第20条に定められる信任投票が何らかのやむを得ない事情により実施できなかった場合または立候補者全員が不信任となった場合には、現職役員が継続して役員会を構成する。
- 2. その役員の任期は次の活動年度末まで延長されるものとする。

### 第22条(役員の追加選出)

- 1. 役員会は、追加の役員が必要であると判断した場合には、その都度役員の 信任投票を行うことができる。
- 2. その役員の任期は第19条にならうものとする。

# 第23条(役員の解任)

- 1. 役員の解任を行う場合、特別に役員会議を開催し、全役員の4分の3以上 の賛成によって解任することができる。
- 2. 代表役員が緊急の必要があると判断した場合においては、前項の役員会議 の手続きを事後に回すことができる。ただし、その手続きは1週間以内に 行わなければならない。
- 3. 前項の事後承認が認められなかった場合には、即時に当該の役員を復職させなければならない。

# 第24条(役員の辞任)

役員が辞任する際には、1ヶ月前までに役員会に対してその旨を文書にて提出しな ければならない。

# 第5章会計

### 第25条(財産)

- 1. 本団体の財産は、本団体の活動にのみ使用されるものとする。
- 2. その管理は役員会により行われるものとする。
- 3. 役員会に財産の管理を専ら所掌する役員がいる場合には、その役員にその 管理を行わせることができる。

### 第26条(会計報告)

役員会は、活動年度末に会計報告を行わなければならない。

## 第6章権利

# 第27条 (創作物の著作権)

本団体の構成員が制作した著作物の著作権はすべてその構成員に帰属するものとする。ただし、下記の要件に該当する場合は本団体に一部または全部の著作権が帰属するものとする。

- 1. 本団体のプロジェクトとして制作したもの
- 2. 著作権を本団体と共同で保有すると構成員と合意の上で本団体が制作を支援した著作物

# 第28条(著作権管理)

- 1. 本団体の保有する著作物の管理は、専ら役員会が行うものとする。
- 2. 役員会に著作権の管理を専ら所掌する役員がいる場合には、その役員にその管理を行わせることができる。

# 第29条(権利行使)

本団体の権利の侵害があった場合には、役員会がその権利を行使する。

# 第7章その他

### 第30条(免責)

- 1. 役員が、その業務により構成員に対して損害を与えた際の責任は免除されるものとする。
- 2. 本団体の構成員の創作はすべて自己責任により行うものとする。

### 第31条(改定)

本規約の改定は役員会の3分の2以上の賛成および総会出席者の過半数以上の承認によって改定するものとする。

### 第32条 (規約の解釈)

- 1. 本規約の解釈および運用に関する最終的な判断は、すべて役員会で協議の うえ定める。
- 2. 役員会は、状況に応じて合理的と認める範囲で、本規約に定めのない事項 または文面の明確でない事項について、本団体の理念や目的に照らし適切 に対応する権限を有する。
- 3. 前各項の規定による役員会の判断および対応は、本団体の利益に反してはならず、その趣旨の下に適切に行われるものとする。

# 附則

- 1. 本規則は、改定前の規則により改定が承認された翌日より施行されるものとする。
- 2. 本規約施行前の行為および契約等については、原則として旧規約の規定を 適用する。ただし、当該契約等が本規約施行後も継続する場合には、自動 的に本規約の規定が適用されるものとする。